

○道路交通法に規定する車両の使用者等に対する運転者に係る道路交通法令違反の通知要領の制定について

(平成6年5月6日例規第46号／神交指発第291号)
最終改正 平成12年12月26日例規第5号

各所属長あて 本部長

この度、道路交通法に規定する車両の使用者等に対する運転者に係る道路交通法令違反の通知要領を次のように定め、平成6年5月10日から施行することとしたので部下職員に周知徹底を図り運用上誤りのないようになされたい。

おって、道路交通法第108条の14の規定に基づく使用者に対する通知について(平成2年12月11日 例規第45号、神交指発第870号。以下「旧例規通達」という。)は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

従来、神奈川県公安委員会が行ってきた、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の34(使用者に対する通知)に規定する車両等の使用者の業務に関して行われた道路交通法令違反について、監督行政庁及び車両の使用者に対する通知要領については旧例規通達により運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律(平成5年法律第43号)により、積載物重量制限超過(以下「過積載」という。)車両に係る措置命令、過積載車両の使用者に対する指示及びその指示に係る使用制限命令等の規定が設けられるとともに過積載違反の罰則が強化された。更に、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(平成6年総理府令第1号)により監督行政庁及び車両の使用者に対する運転者に係る道路交通法令違反通知書の様式が新たに定められる等、旧例規通達では実情にそぐわない点が生じたため本要領を制定したものである。

第2 制定の要点

- 1 神奈川県公安委員会が行う自動車運送事業者の監督行政庁及び車両の使用者に対する運転者に係る道路交通法令違反の通知事案(以下「通知対象事案」という。)は、特に悪質・危険性、迷惑性の高い違反を対象に具体的に定めた。
- 2 交通切符及び交通反則切符を適用して検挙した通知対象事案は、交通事件原票の右上欄に「通知対象事案」と朱書した付せんをちょう付することとした。
- 3 所属長は、通知対象事案の内容を審査点検し、交通指導課長又は駐車対策課長(以下「主管課長」という。)に引継ぎ又は送付することとした。
- 4 主管課長は、通知対象事案に係る書類を1年間保存することとした。

第3 運用上の解釈及び留意事項

1 通知対象事案(第4条関係)

- (1) 第1号に規定する「法第22条(最高速度)第1項違反事件のうち非反則事件」とは、

法第 2 条(定義)第 1 項第 3 号の 2(本線車道)に規定する「高速自動車国道等」については、最高速度を 40 キロメートル毎時以上超える速度で、その他の道路においては、最高速度を 30 キロメートル毎時以上超える速度で運転する行為をいう。

(2) 第 2 号に規定する「法第 57 条(乗車又は積載の制限等)第 1 項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の 2 倍以上の重量の積載をして運転する重量制限超過違反事件」とは、いわゆる「超過重量 10 割以上の過積載違反事件」をいう。

この「超過重量 10 割以上」を対象としたのは、悪質かつ重大事故に直結し危険性が著しく高いこと及び法の一部改正により反則金の限度額が引き上げられ大型車の超過重量 10 割以上が非反則事件となったことを勘案した。

(3) 第 7 号に規定する「交通事故を起こして人を死亡させた事故事件」とは、事故発生後 24 時間以内に死亡したものをいう。ただし、事故発生から 24 時間経過後に死亡した事故であっても、車両の運行管理面等から特に通知を必要と認めるときは、当該事故を通知対象事案とすることができる。

(4) 第 8 号に規定する「交通事故を起こして人を傷つけた場合で、法第 72 条(交通事故の場合の措置)第 1 項の違反事件」とは、いわゆる「人身事故」を起こして、法第 72 条第 1 項に規定する「救護義務」及び「危険防止の措置義務」のいずれかを怠った場合をいう。

(5) 第 10 号に規定する「その他組織的、計画的な違反事件又は社会的反響の大きい事故事件」とは、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 58 条(自動車の検査及び自動車検査証)に規定するいわゆる「無車検運行」及び自動車損害賠償保障法(昭和 30 年法律第 97 号)第 5 条(責任保険の契約の締結強制)に規定するいわゆる「無保険運行」で組織的若しくは計画的な違反事件又は交通事故を装った保険金詐欺事件、整備不良等が原因となった交通事故等で社会的反響の大きい事故事件をいう。

2 所属長の措置(第 6 条関係)

監督行政庁に対する通知は、自動車運送事業者の行政指導の資料として通知するものであり、一方、車両の使用者に対する通知は、運転者に対して積極的に指導監督を行わせるとともに、使用者も交通事故防止を図る社会的責任があることを自覚させるものであるから、捜査終了後、速やかに「通知対象事案送付書」に疎明資料を添付して主管課長に送付するものとする。

道路交通法に規定する車両の使用者等に対する運転者に係る道路交通法令違反の通知要領

(目的)

第 1 条 この要領は、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 108 条の 34 の規定に基づき、神奈川県公安委員会が、監督行政庁及び車両の使用者に対する運転者に係る道路交通法令違反(以下「交通法令違反者」という。)の通知事案の範囲

(以下「通知対象事案」という。)及び手続等について必要な事項を定め、迅速、適正な通知を行い、もって交通事故防止に資することを目的とする。

(準拠)

第2条 交通法令違反者の通知は、道路交通法の規定に基づく指示、再発防止命令及び自動車の使用制限に関する行政処分事務処理要領の制定について(平成6年5月6日 例規第45号、神交指発第290号、神駐発第126号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(用語の意義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所属長 第一交通機動隊長、第二交通機動隊長、高速道路交通警察隊長、自動車警ら隊長及び鉄道警察隊長並びに警察署長をいう。
- (2) 主管課長 交通指導課長及び駐車対策課長をいう。
- (3) 非反則事件 司法警察職員捜査書類基本書式例(昭和36年最高検指示第1号)及び交通法令違反事件の取扱い及び捜査書類の書式等について(平成4年7月1日 例規第72号、神交指発第716号)に定める捜査書類を適用する違反事件並びに交通切符事件処理要領(昭和45年8月20日 例規、神交指発第230号。以下「切符事件処理要領」という。)に定める違反事件をいう。
- (4) 監督行政庁 国土交通省地方陸運支局及び内閣府沖縄総合事務局運輸部をいう。

(通知対象事案)

第4条 通知対象事案は、次のとおりとする。

- (1) 法第22条(最高速度)第1項違反事件のうち非反則事件
- (2) 法第57条(乗車又は積載の制限等)第1項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の2倍以上の重量の積載をして運転する重量制限超過違反事件
- (3) 法第58条の2(積載物の重量の測定等)並びに法第58条の3(過積載車両に係る措置命令)第1項及び第2項違反事件
- (4) 法第64条(無免許運転の禁止)、法第65条(酒気帯び運転等の禁止)及び法第66条(過労運転等の禁止)違反事件
- (5) 法第75条(自動車の使用者の義務等)第1項及び第123条違反事件
- (6) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第11条(保管場所としての道路の使用の禁止等)第1項及び第2項並びに第18条違反事件
- (7) 交通事故を起こして人を死亡させ、又は3月以上の傷害を負わせた事故事件
- (8) 交通事故を起こして人を傷つけた場合で、法第72条(交通事故の場合の措置)第1項違反を伴う事故事件
- (9) 交通事故を起こして人を傷つけた場合で、第4号に規定する違反を伴う事故事件
- (10) その他組織的、計画的な違反事件又は社会的反響の大きい事故事件

(警察官の措置)

第5条 警察官は、交通切符又は交通反則切符(以下「交通切符等」という。)を適用した違反事件で通知対象事案に該当する場合は、交通事件原票の右上欄に通知対象事案と朱書した付せんをちょう付して所属長に報告するものとする。

2 前項以外の通知対象事案は、捜査終了後速やかに所属長に報告するものとする。

(所属長の措置)

第6条 所属長は、前条により報告を受けた通知対象事案について、その内容を審査点検し、次により措置するものとする。

(1) 交通切符等は、切符事件処理要領に規定する交通切符事件(引継書)又は交通反則事件処理要領(昭和46年11月15日 例規、神交指発第330号)に規定する告知報告(引継)書の備考欄に通知対象事案と記載して、交通指導課長に引継ぐものとする。

(2) 前号以外の通知対象事案は、通知対象事案送付書(別記様式)に犯罪事実、捜査報告書等の謄本を添付して、第4条第1号から第5号(放置行為に係る駐車違反を除く。)まで及び第7号から第10号までは交通指導課長に、第5号(放置行為に係る駐車違反に限る。)及び第6号は駐車対策課長にそれぞれ送付するものとする。

(使用者等に対する通知)

第7条 主管課長は、引継ぎ又は送付を受けた通知対象事案を審査した結果、監督行政庁及び車両の使用者に通知の必要があると認めるときは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条の5(使用者に対する通知)に規定する道路交通法令違反通知書により行うものとする。

(文書の保存)

第8条 主管課長は、通知対象事案に係る書類を1年間保存するものとする。